

ふれあいの森植樹会

「市民の森」
づくりに参加してみませんか?
第1回 5月16日(水)・17日(木)
第2回 5月21日(月)・22日(火)
第3回 6月2日(土)・3日(日)

▽植樹会場 福島県双葉郡浪江町国有林野
▽参加費 小・中学生2000円、高校生以上3000円
▽日程 第1・2回 午前7時30分市役所西口玄関前集合・出発
第3回 午後1時市役所西口玄関前集合・出発



植樹少年自然の家(浪江)でふれあいの森散策、あたら山ハイキング。午後6時ごろ市役所着

ゴールデンウィークの清掃業務

燃えるゴミは、5月3日(祝)、4日(休)も収集します
ゴールデンウィーク期間中のごみ収集と、し尿くみ取りは次のとおりです。
し尿くみ取りは、4月30日(祝)・5月3日(祝)・4日(休)も収集します。
燃えるゴミは、5月3日(祝)、4日(休)も収集します

TOWN BEAT



吉越橋が開通しました

市の東部を流れる中川に新しい橋
3月29日、市の東部を流れている中川に、新しく吉越橋が開通しました。この日、およそ2000人の関係者によって式典が行われました。くす玉割りでは、吉越橋開通のたれ幕が大きく揺れて登場、参列した人たちがかわれんばかりの拍手が鳴り響きました。続いて両市町を代表した3世代のご家族を先頭に、地元の大勢の人たちと共に渡り初めが行われました。
吉越橋は、上流に架かっている吉川橋の渋滞を解消するために建設されたもので、親柱には越谷市の花キクと吉川町の花サツキとツツジがデザインされています。

いきいきコスモス'90 ちびっこフェスティバル

5月4日(休)・5日(祝)

4日の催し
▽映画会「オズの魔法使い」午前11時・正午(参加自由)
▽アンパンマンの折紙教室 午前10時30分・11時30分 当日受付、小学生
▽昔の遊びコーナー 午後2時・4時(参加自由) 竹トンボ、竹馬、コマ他
▽リボンのペン立て 午後2時・4時
▽当日受付、小学生
▽プラネタリウム 午前11時・午後2時・3時30分。計3回
▽ミニウォークラリー 午後1時から。当日受付

5日の催し
▽映画会「オズの魔法使い」午前10時30分(参加自由)
▽プラネタリウムこどもの日スペシャル(入場無料) 午前11時・午後2時・3時30分。各回100名。午前9時から無料整理券を配布します
▽人形劇「もりのひろば」・「小さなマジックショー」 午前11時・正午(参加自由) 出演・劇団アプッペ
▽ハンドベルあそび 午後1時・2時
▽当日受付、小学生

4・5日の催し
▽科学工作 「光センサーロボット」 午後1時30分・4時。小学5年～中学生。定員各25名。材料費1670円。電話申込み可。
▽メカトロニクス・ロボット展 マイコン制御で動くロボットを展示します。
・多関節ロボット・無人搬送ロボット・演奏ロボット
・自動リフトロボットなど
フェスティバル期間中は、他にもたくさん催しを行います。ぜひお越しください
ちびっこ王国の 国王・女王を募集
5日(祝)に行われるフェスティバルの催しに、国王・女王として参加できる小学6年生の男女を募集します。
申込みは、はがきに住所・氏名・電話・学校名を記入し、4月25日(祝)までに児童館(上間久里277)へ。応募多数の場合は4月26日(休)に抽選

問合せ 児童館コスモス 078-11515

葛西用水に水が入ります
4月24日(火)通水
26日(木)瓦管根堰閉鎖
水の事故には気を付けましょう

緊急処理センターの業務が変わりました
道路の補修などは道路課へ

いままで環境保全課緊急処理センターで行っていた業務のうち、次のものは平成2年4月1日から建設部道路課に変わりました。

①道路補修 ②U字溝の補修
③道路清掃 ④防護柵の補修
問合せ 道路課 03079

六都県市合同防災訓練
越谷市が会場に
9月1日に第11回六都県市合同防災訓練が行われます。越谷市の会場は、越谷市総合公園です。

当日は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市で同時開催され、県・市・防災関係機関・住民・事業所等が合同で訓練を実施します。
自治会をはじめ各団体の皆様のご協力をお願いします。
問合せ 生活安全課 02155-42155

今号の主な内容
生涯スポーツ講座 2面
スポーツ教室開講
国保・国民年金の届け出をお忘れなく 3面
公民館コーナー、催しご案内、施設ガイドは4・5面/まちのわだい、ホームドクターは6面/健康な暮らしは7面/各種相談、Q&Aは8面

市の人口 (平成2年4月1日現在)

総人口	28万1623人	前月比	196人減
男	14万2208人		136人減
女	13万9415人		60人減
世帯数	9万0871世帯		182世帯増

春、スポーツの季節です

問合せ 社会体育課 ☎2732-2735

生涯スポーツ講座
 いっしょに楽しむ種目ごとの体験
 午前部は初心者向けの指導
 をします。好きな種目を選んで
 ご参加ください。午後の部は指
 導者による、自由に楽しん
 だまわす。プログラムは表のと
 おり。参加は無料です。定員は
 特にお知らせです。

午前部 10時～11時30分
 午後部 1時～2時
 対象市内在住・在勤の16歳以
 上の市民(学生を除く)
 申込みは5月1日(日)迄に社会体育
 課へ。午前部・正午、火曜日は
 休館です。
 *用具は体育館にありません
 夜間の部もありませ
 う。利用ください。
 申込みは5月1日(日)迄に社会体育
 課へ。午前部・正午、火曜日は
 休館です。



体育館を利用します。午後
 7時～9時。種目は卓球、バドミ
 ントン。
 *用具は各自で用意したく
 申込み日をもち運ばなく
 月曜日 水泳、水球、水泳
 水曜日 水球、水球、水球
 申込みは各団体に直接体育館へ
 ある程度技術習得に
スポーツ教室
 申込み日をもち運ばなく
 プログラムは表のとおり
 申し込みの受付は5月1日
 までの予定です。要する用具
 は、お持ちください。

どこのメニューにしようかな。



体育館を開放
ファミリー利用
 毎月第3日曜日の「ファミリー」
 日、親子または家族でスポ
 ーツ・レクリエーションが楽し
 むことができます。開放します。無
 料。
 △ファミリー利用法
 下記の体育館の利用できま
 す。利用できるのは市内在住の
 夫婦・家族および動物です。
 子どもでの利用はできません。
 運動できる服装、体育館
 は、ラケット、ボール、シ
 ャトルは各自持ち込み。
 利用時間は午前10時～午後
 4時。
 人数が多く、混雑するときは
 互いに譲り合ってください。
 各体育館に備わります。出
 席簿に必要事項を記入してから
 入館してください。

ファミリー利用予定表

月日	5	6	7	8	9	10
施設名	20	17	15	19	16	21
第一体育館						☆
北体育館	☆		☆			☆
南体育館	☆	☆				
西体育館	☆	☆				☆

☆は大会等のためお休みです。

●生涯スポーツ講座プログラム'90.5～9

北体育館	第一体育館	総合体育館	西体育館	南体育館
毎週月曜日	毎週水曜日	毎週木曜日	毎週金曜日	毎週土曜日
月日	月日	月日	月日	月日
午前	午後	午前	午後	午前
5.14 体力テスト	5.24 体力テスト	5.24 体力テスト	5.18 体力テスト	5.18 体力テスト
21 エアロビクス	23 リズム体操	31 ジャズ体操	25 健康体操	26 健康体操
28 エアロビクス	30 リズム体操	6.7 ジャズ体操	6.1 健康体操	6.2 健康体操
6.4 健康体操	6.6 ヨーガ	14 健康体操	8. グラウンドゴルフ	9. ビーチボール
11 健康体操	13 ヨーガ	21 健康体操	15 ヨーガ	16 エアロビクス
18 フォークダンス	20 健康体操	28 リズム体操	22 ヨーガ	23 エアロビクス
25 ヨーガ	27 健康体操	7.5 リズム体操	20 リズム体操	30 インディアカ
7.2 ヨーガ	7.4 ジャズ体操	12 フォークダンス	7.6 ヨーガ	7.7 リズム体操
9 ジャズ体操	11 ジャズ体操	19 インディアカ	13 ビーチボール	14 リズム体操
16 ジャズ体操	18 民謡	26 ちびっ子ボール運動	20 インディアカ	21 バドミントン
23 ちびっ子ボール運動	25 ちびっ子ボール運動	8.2 ちびっ子ボール運動	27 ちびっ子ボール運動	28 ちびっ子ボール運動
8.8 バドミントン(フリー)	8.1 ちびっ子ボール運動	9. バドミントン(フリー)	8.3 ちびっ子ボール運動	8.4 ちびっ子ボール運動
20 卓球(フリー)	21 卓球(フリー)	23 卓球(フリー)	10. 卓球(フリー)	11. バドミントン(フリー)
27 バドミントン(フリー)	22 バドミントン(フリー)	30 バドミントン(フリー)	24 バドミントン(フリー)	25. 卓球(フリー)
9.3 ヨーガ	9.5 健康体操	9.6. リズム体操	81 卓球(フリー)	9.3. バドミントン(フリー)
10 ヨーガ	9.5. 健康体操	13 リズム体操	9.7. 健康体操	8. 卓球
17 グラウンドゴルフ	12. 健康体操	20 健康体操	21. リズム体操	22. 健康体操
	19. ジャズ体操	27. 健康体操	28. リズム体操	29. 健康体操
	26. ジャズ体操	バドミントン	23. リズム体操	卓球

* ちびっ子ボール運動はスポーツ教室のひとつで、当日参加ができます。フリーとあるのは、指導を受けずに体育館を開放します。

●スポーツ教室

種目	日程	時間	曜日	回数	対象	定員	会場	申込期間	申込方法
シルバー健康教室	5月21日～7月23日	13:00～15:00	月	10	中高齢者	50	市立総合体育館	5月7日～6月12日	電話可
ウォーキング(少)	5月27日～6月24日	9:00～11:00	日	5	一般男女	100	市役所周辺	5月14日～6月19日	電話可
硬式テニス	5月16日～6月15日	10:00～12:00	水・金	10	一般男子	50	出羽公園テニスコート	5月9日(水) 10:00～10:30	抽選
少女バレーボール	5月16日～6月8日	19:00～21:00	水・金	8	一般男子	50	東葛谷テニスコート	5月9日(水) 19:00～19:30	抽選
グラウンドゴルフ	4月15日～4月26日	10:00～11:30	日・木	4	小学3～6年生	30	市立北体育館	5月7日～6月12日	電話申込み
ちびっ子ボール運動	5月19日～7月7日	16:00～18:00	土	8	小学3～6年生	30	市立西体育館	5月7日～6月12日	電話申込み
3～6歳程度保護者同伴	7月25日～8月1日	10:00～11:30	水	2	一般男女	50	千代田公園芝生広場	5月7日～6月12日	電話申込み
硬式テニス	9月9日～10月7日	8:00～10:00	日	5	一般男子	50	市立北体育館	9月2日(日) 10:00～10:30	抽選
ソフトエアロビクス	9月13日～10月18日	18:30～19:30	木	5	一般女子	50	市立第一体育館	9月3日(月) 10:30～11:00	抽選
ヨーガ	9月12日～11月7日	10:00～11:30	水・土	8	家庭婦人	50	市立総合体育館	9月3日(月) 10:30～11:00	抽選
アイススケート	1月22日～3月25日	10:15～12:15	火・水・木	4	家庭婦人	50	轟原しらべと水上公園	1月7日～1月12日	電話申込み

* ヨーガの開催日は、9月12日～10月3日、11月7日は水曜、10月13日は土曜(週1回)

国民健康保険

このなごは届け出を
 会社勤めであるご家族
 族は、職場の健康保険と各種共
 済組合に入会済みですが、これ
 らがなくなった場合は、このなご
 は国民健康保険の加入が法
 律で定められています。転入・
 転出したときや会社を辞めた
 り、ご家族が職場の健康保
 険に加入しなくなった場合は、届
 出を届けなければなりません。
 ●届出が必要なのは、
 ●届出がなされたら、
 ●国民健康保険の加入が法
 律で定められています。転入・
 転出したときや会社を辞めた
 り、ご家族が職場の健康保
 険に加入しなくなった場合は、届
 出を届けなければなりません。
 ●届出が必要なのは、
 ●届出がなされたら、

●国民健康保険の加入が法
 律で定められています。転入・
 転出したときや会社を辞めた
 り、ご家族が職場の健康保
 険に加入しなくなった場合は、届
 出を届けなければなりません。
 ●届出が必要なのは、
 ●届出がなされたら、

国民健康保険の手続き

国民健康保険の手続き	届出に必要なもの
転入したとき	印鑑、転出証明書
職場の健康保険をやめるとき	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書
子どもが生まれたとき	印鑑、保険証・母子健康手帳
生活保護を受けなくなったとき	印鑑、保護廃止通知書
転出するとき	印鑑、保険証
職場の健康保険に入ったとき	印鑑、両方の保険証(職場の保険証が未交付のときは証明できるもの)
死亡したとき	印鑑、保険証・死亡を証明するもの
生活保護を受けるようになったとき	印鑑、保険証・保護決定通知書
市内で住所が変わったとき	印鑑、保険証
氏名が変わったとき	印鑑、保険証
世帯主が変わったとき	印鑑、保険証
世帯の合併、分離のとき	印鑑、保険証
子弟が修学で他の市区町村に転出するため、別の保険証が必要となる	印鑑、在学証明書、保険証
出かせぎ、旅行など長期にわたって他市町村に行くとき、別の保険証が必要となる	印鑑、保険証
保険証をなくしたとき	印鑑、身分を証明するもの

国民年金

このなごは届け出を
 国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している人に扶養
 されている配偶者
 ●第三号被保険者 このなごは
 届出をされたら、将来年金が
 受取られる場合もあります。
 ●国民年金に加入したとき
 ●国民年金に加入しては
 いるが、国民年金共済
 組合に加入している人を除
 いて、すべて国民年金に加入し
 なければなりません。
 ●加入者は次のように区分され
 ています。
 ●第一号被保険者 農林漁業自
 営業者などの自営業者
 ●第二号被保険者 厚生年金共
 済組合に加入している

案内

市役所の電話番号は
264-2111

参加

●第10回家庭婦人福祉セミナー
5月24日(木)午前8時45分受付。雨のときは翌日(金)。

●第19回ロータリー大会
5月20日(日)午前8時30分受付。小雨決行。雨天決行。会場：公会堂。申込は5月10日(日)まで。申込費1000円。当日は入場料1000円。申込は5月10日(日)まで。申込費1000円。当日は入場料1000円。

公民館コーナー

申込み、問合せは各公民館へ

公民館名	活動日	時間	定員
表1 越谷公民館の教室	2・4木	9:30-11:30	350名
表2 増林公民館の教室	2・4木	9:30-11:30	20名
表3 増林公民館家庭教育級	5・22	家庭生活を豊かに1	20名
表4 増林公民館テレビセミナー	5・16	講義 自生場所・見分け方・効能	20名
表5 菟島公民館の教室	1・3火	9:30-11:30	20名
表6 菟島公民館のクラブ	1・3火	9:30-12:00	10名
表7 出羽公民館の教室	1・3火	9:30-11:30	20名

施設

●4月の映画会
「バック・トゥ・サマー」
4月1日(日)午後7時4時
2階視聴覚ホール。定員30名先着順。小学生以上。

図書館

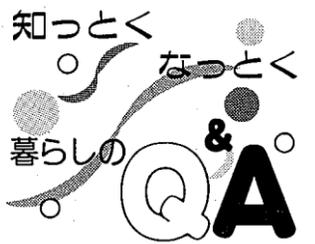
●親子の草あそび
5月1日(日)午後7時4時
視聴覚ホール。定員30名先着順。小学生以上。

●5月の巡回バス
5月の巡回バスの日程
日(曜) 地区 日(曜) 地区
1(火) 浦生A 18(金) 桜井B
2(水) 浦生B 22(火) 川柳C
3(木) 浦生C 23(水) 浦生D
4(金) 浦生D 24(木) 浦生A
5(土) 浦生A 25(金) 浦生B
6(日) 浦生B 26(土) 浦生C
7(月) 浦生C 27(日) 浦生D
8(火) 浦生D 28(月) 浦生A
9(水) 浦生A 29(火) 浦生B
10(木) 浦生B 30(水) 浦生C
11(金) 浦生C 31(木) 浦生D
12(土) 浦生D 1(金) 浦生A
13(日) 浦生A 2(土) 浦生B
14(月) 浦生B 3(日) 浦生C
15(火) 浦生C 4(月) 浦生D
16(水) 浦生D 5(火) 浦生A
17(木) 浦生A 6(水) 浦生B

日(曜)	地区	日(曜)	地区
1(火)	浦生A	18(金)	桜井B
2(水)	浦生B	22(火)	川柳C
3(木)	浦生C	23(水)	浦生D
4(金)	浦生D	24(木)	浦生A
5(土)	浦生A	25(金)	浦生B
6(日)	浦生B	26(土)	浦生C
7(月)	浦生C	27(日)	浦生D
8(火)	浦生D	28(月)	浦生A
9(水)	浦生A	29(火)	浦生B
10(木)	浦生B	30(水)	浦生C
11(金)	浦生C	31(木)	浦生D
12(土)	浦生D	1(金)	浦生A
13(日)	浦生A	2(土)	浦生B
14(月)	浦生B	3(日)	浦生C
15(火)	浦生C	4(月)	浦生D
16(水)	浦生D	5(火)	浦生A
17(木)	浦生A	6(水)	浦生B

発車	火一金	土・日・月
北越谷駅	10:10	9:30
けやき荘	14:30	13:30

STEP	テニス特設日	トレーニング室	大会案内
個人利用できる日	5月29日	利用時間	5月1日-2日
4月21日	5月29日	5月1日6時-6時15分	5月3日
5月29日	5月29日	5月1日6時15分-7時	5月4日
6月15日	5月29日	5月1日7時-7時15分	5月5日
6月31日	5月29日	5月1日7時15分-7時30分	5月6日
7月1日	5月29日	5月1日7時30分-7時45分	5月7日
7月15日	5月29日	5月1日7時45分-8時	5月8日
7月31日	5月29日	5月1日8時-8時15分	5月9日
8月15日	5月29日	5月1日8時15分-8時30分	5月10日
8月31日	5月29日	5月1日8時30分-8時45分	5月11日
9月15日	5月29日	5月1日8時45分-9時	5月12日
9月31日	5月29日	5月1日9時-9時15分	5月13日
10月15日	5月29日	5月1日9時15分-9時30分	5月14日
10月31日	5月29日	5月1日9時30分-9時45分	5月15日
11月15日	5月29日	5月1日9時45分-10時	5月16日
11月31日	5月29日	5月1日10時-10時15分	5月17日
12月15日	5月29日	5月1日10時15分-10時30分	5月18日
12月31日	5月29日	5月1日10時30分-10時45分	5月19日
1月15日	5月29日	5月1日10時45分-11時	5月20日
1月31日	5月29日	5月1日11時-11時15分	5月21日
2月15日	5月29日	5月1日11時15分-11時30分	5月22日
2月31日	5月29日	5月1日11時30分-11時45分	5月23日
3月15日	5月29日	5月1日11時45分-12時	5月24日
3月31日	5月29日	5月1日12時-12時15分	5月25日
4月15日	5月29日	5月1日12時15分-12時30分	5月26日
4月31日	5月29日	5月1日12時30分-12時45分	5月27日
5月15日	5月29日	5月1日12時45分-1時	5月28日
5月31日	5月29日	5月1日1時-1時15分	5月29日
6月15日	5月29日	5月1日1時15分-1時30分	5月30日
6月31日	5月29日	5月1日1時30分-1時45分	5月31日
7月15日	5月29日	5月1日1時45分-2時	6月1日
7月31日	5月29日	5月1日2時-2時15分	6月2日
8月15日	5月29日	5月1日2時15分-2時30分	6月3日
8月31日	5月29日	5月1日2時30分-2時45分	6月4日
9月15日	5月29日	5月1日2時45分-3時	6月5日
9月31日	5月29日	5月1日3時-3時15分	6月6日
10月15日	5月29日	5月1日3時15分-3時30分	6月7日
10月31日	5月29日	5月1日3時30分-3時45分	6月8日
11月15日	5月29日	5月1日3時45分-4時	6月9日
11月31日	5月29日	5月1日4時-4時15分	6月10日
12月15日	5月29日	5月1日4時15分-4時30分	6月11日
12月31日	5月29日	5月1日4時30分-4時45分	6月12日
1月15日	5月29日	5月1日4時45分-5時	6月13日
1月31日	5月29日	5月1日5時-5時15分	6月14日
2月15日	5月29日	5月1日5時15分-5時30分	6月15日
2月31日	5月29日	5月1日5時30分-5時45分	6月16日
3月15日	5月29日	5月1日5時45分-6時	6月17日
3月31日	5月29日	5月1日6時-6時15分	6月18日
4月15日	5月29日	5月1日6時15分-6時30分	6月19日
4月31日	5月29日	5月1日6時30分-6時45分	6月20日
5月15日	5月29日	5月1日6時45分-7時	6月21日
5月31日	5月29日	5月1日7時-7時15分	6月22日
6月15日	5月29日	5月1日7時15分-7時30分	6月23日
6月31日	5月29日	5月1日7時30分-7時45分	6月24日
7月15日	5月29日	5月1日7時45分-8時	6月25日
7月31日	5月29日	5月1日8時-8時15分	6月26日
8月15日	5月29日	5月1日8時15分-8時30分	6月27日
8月31日	5月29日	5月1日8時30分-8時45分	6月28日
9月15日	5月29日	5月1日8時45分-9時	6月29日
9月31日	5月29日	5月1日9時-9時15分	6月30日
10月15日	5月29日	5月1日9時15分-9時30分	7月1日
10月31日	5月29日	5月1日9時30分-9時45分	7月2日
11月15日	5月29日	5月1日9時45分-10時	7月3日
11月31日	5月29日	5月1日10時-10時15分	7月4日
12月15日	5月29日	5月1日10時15分-10時30分	7月5日
12月31日	5月29日	5月1日10時30分-10時45分	7月6日
1月15日	5月29日	5月1日10時45分-11時	7月7日
1月31日	5月29日	5月1日11時-11時15分	7月8日
2月15日	5月29日	5月1日11時15分-11時30分	7月9日
2月31日	5月29日	5月1日11時30分-11時45分	7月10日
3月15日	5月29日	5月1日11時45分-12時	7月11日
3月31日	5月29日	5月1日12時-12時15分	7月12日
4月15日	5月29日	5月1日12時15分-12時30分	7月13日
4月31日	5月29日	5月1日12時30分-12時45分	7月14日
5月15日	5月29日	5月1日12時45分-1時	7月15日
5月31日	5月29日	5月1日1時-1時15分	7月16日
6月15日	5月29日	5月1日1時15分-1時30分	7月17日
6月31日	5月29日	5月1日1時30分-1時45分	7月18日
7月15日	5月29日	5月1日1時45分-2時	7月19日
7月31日	5月29日	5月1日2時-2時15分	7月20日
8月15日	5月29日	5月1日2時15分-2時30分	7月21日
8月31日	5月29日	5月1日2時30分-2時45分	7月22日
9月15日	5月29日	5月1日2時45分-3時	7月23日
9月31日	5月29日	5月1日3時-3時15分	7月24日
10月15日	5月29日	5月1日3時15分-3時30分	7月25日
10月31日	5月29日	5月1日3時30分-3時45分	7月26日
11月15日	5月29日	5月1日3時45分-4時	7月27日
11月31日	5月29日	5月1日4時-4時15分	7月28日
12月15日	5月29日	5月1日4時15分-4時30分	7月29日
12月31日	5月29日	5月1日4時30分-4時45分	7月30日
1月15日	5月29日	5月1日4時45分-5時	7月31日
1月31日	5月29日	5月1日5時-5時15分	8月1日
2月15日	5月29日	5月1日5時15分-5時30分	8月2日
2月31日	5月29日	5月1日5時30分-5時45分	8月3日
3月15日	5月29日	5月1日5時45分-6時	8月4日
3月31日	5月29日	5月1日6時-6時15分	8月5日
4月15日	5月29日	5月1日6時15分-6時30分	8月6日
4月31日	5月29日	5月1日6時30分-6時45分	8月7日
5月15日	5月29日	5月1日6時45分-7時	8月8日
5月31日	5月29日	5月1日7時-7時15分	8月9日
6月15日	5月29日	5月1日7時15分-7時30分	8月10日
6月31日	5月29日	5月1日7時30分-7時45分	8月11日
7月15日	5月29日	5月1日7時45分-8時	8月12日
7月31日	5月29日	5月1日8時-8時15分	8月13日
8月15日	5月29日	5月1日8時15分-8時30分	8月14日
8月31日	5月29日	5月1日8時30分-8時45分	8月15日
9月15日	5月29日	5月1日8時45分-9時	8月16日
9月31日	5月29日	5月1日9時-9時15分	8月17日
10月15日	5月29日	5月1日9時15分-9時30分	8月18日
10月31日	5月29日	5月1日9時30分-9時45分	8月19日
11月15日	5月29日	5月1日9時45分-10時	8月20日
11月31日	5月29日	5月1日10時-10時15分	8月21日
12月15日	5月29日	5月1日10時15分-10時30分	8月22日
12月31日	5月29日	5月1日10時30分-10時45分	8月23日
1月15日	5月29日	5月1日10時45分-11時	8月24日
1月31日	5月29日	5月1日11時-11時15分	8月25日
2月15日	5月29日	5月1日11時15分-11時30分	8月26日
2月31日	5月29日	5月1日11時30分-11時45分	8月27日
3月15日	5月29日	5月1日11時45分-12時	8月28日
3月31日	5月29日	5月1日12時-12時15分	8月29日
4月15日	5月29日	5月1日12時15分-12時30分	8月30日
4月31日	5月29日	5月1日12時30分-12時45分	8月31日
5月15日	5月29日	5月1日12時45分-1時	9月1日
5月31日	5月29日	5月1日1時-1時15分	9月2日
6月15日	5月29日	5月1日1時15分-1時30分	9月3日
6月31日	5月29日	5月1日1時30分-1時45分	9月4日
7月15日	5月29日	5月1日1時45分-2時	9月5日
7月31日	5月29日	5月1日2時-2時15分	9月6日
8月15日	5月29日	5月1日2時15分-2時30分	9月7日
8月31日	5月29日	5月1日2時30分-2時45分	9月8日
9月15日	5月29日	5月1日2時45分-3時	9月9日
9月31日	5月29日	5月1日3時-3時15分	9月10日
10月15日	5月29日	5月1日3時15分-3時30分	9月11日
10月31日	5月29日	5月1日3時30分-3時45分	9月12日
11月15日	5月29日	5月1日3時45分-4時	9月13日
11月31日	5月29日	5月1日4時-4時15分	9月14日
12月15日	5月29日	5月1日4時15分-4時30分	9月15日
12月31日	5月29日	5月1日4時30分-4時45分	9月16日
1月15日	5月29日	5月1日4時45分-5時	9月17日
1月31日	5月29日	5月1日5時-5時15分	9月18日
2月15日	5月29日	5月1日5時15分-5時30分	9月19日
2月31日	5月29日	5月1日5時30分-5時45分	9月20日
3月15日	5月29日	5月1日5時45分-6時	9月21日
3月31日	5月29日	5月1日6時-6時15分	9月22日
4月15日	5月29日	5月1日6時15分-6時30分	9月23日
4月31日	5月29日	5月1日6時30分-6時45分	9月24日
5月15日	5月29日	5月1日6時45分-7時	9月25日
5月31日	5月29日	5月1日7時-7時15分	9月26日
6月15日	5月29日	5月1日7時15分-7時30分	9月27日
6月31日	5月29日	5月1日7時30分-7時45分	9月28日
7月15日	5月29日	5月1日7時45分-8時	9月29日
7月31日	5月29日	5月1日8時-8時15分	9月30日
8月15日	5月29日	5月1日8時15分-8時30分	10月1日
8月31日	5月29日	5月1日8時30分-8時45分	10月2日
9月15日	5月29日	5月1日8時45分-9時	10月3日
9月31日	5月29日	5月1日9時-9時15分	10月4日
10月15日	5月29日	5月1日9時15分-9時30分	10月5日
10月31日	5月29日	5月1日9時30分-9時45分	10月6日
11月15日	5月29日	5月1日9時45分-10時	10月7日
11月31日	5月29日	5月1日10時-10時15分	10月8日
12月15日	5月29日	5月1日10時15分-10時30分	10月9日
12月31日	5月29日	5月1日10時30分-10時45分	10月10日</



Q パスポートの申請手続が変更になったと聞いたのですが教えてください。また、パスポートセンター以外でも取る場所があったら教えてください。

A

4月1日からパスポートの申請手続が次のように変わりました。

①原則として有効期間5年のものだけになりました

②提出書類のうち、渡航費用の支払い能力を立証する書類がいなくなりました

③代理の申請がだれでもできることになりました

④身元を確認する書類のうち、写真のほつてある証明書(免許証)であれば1つ、写真のほつていない書類(健康保険証等)では2つ必要になりました

申請手続を簡素化し、身元確認を厳しくするための手続を改正します。申請手続を紹介します。

■申請に必要なもの

▽一般旅券発給申請書 2通

▽健康保険証(国民年金手帳、健康保険証)

▽住民票(本籍地記載) 1通

▽写真(5センチ×5センチ) 2枚

▽印鑑 1枚

▽官製はがき 1枚

▽身元を確認する書類

・写真がほつてあるもの(次の書類のいずれか1つ)

・運転免許証、パスポート(有効または失効後6ヶ月以内)、宅地建物取引主任者証、無線従事者免許証、官公庁職員身分証明書等

・写真がほつていないもの(次の書類のうち2つ)

健康保険証、国民年金手帳、年金証書、印かん登録証明書(実印、印かん登録カードも必要)等

■代理申請

申請者が指定した人すべてで可能

の書類のうち2つ)

JR大宮駅西口徒歩5分(ニクシティ2階)。月～金曜

午前8時45分～11時30分・午後1時～4時30分。土曜・日午前8時45分～11時30分(第2・4土曜は休み)

※交付日は7、8日後ですが休日(当たる)とその分日数がかります

春日部地方庁舎 春日部市大沼1の76 048-737-2111

東武春日部駅西口徒歩20分。毎週水曜のみ。午前10時～正午、午後1時～3時

指定交付日以外はパスポート

指定交付日以外はパスポート

パスポートの申請方法が変わりました。どなたでも代理申請ができます。

問合せは埼玉県パスポートセンターへ



市長電話 64-2123



ご意見・ご質問などお気軽にお寄せください。

▷ 4月25日(水)
▷ 5月9日(水)

午前8時～8時30分 (毎月第2・4水曜日)

*通話は1人5分以内(必ず氏名・住所・電話番号をお知らせください)

*話し中の場合はご容赦ください
問合せ 広報広聴課 2213

住宅相談

住宅等に関するあらゆる相談について、相談員と弁護士が応じます

時間：午前10時～午後5時30分

休所日：日曜、祝日、毎月第2、4土曜、中央デパートの休館日

弁護士による法律専門相談 毎週火曜(午後予約制、来所相談が原則)

大宮市大沼2の73 中央デパート6階 048-648-7250

048-642-1754

教育相談

日曜・祝日を除く毎日、午前9時30分～午後5時(土曜日は正午まで)、越谷市教育相談所(東越谷3の10の7東小林記念会館内)で、対象は原則として5歳～高校生。

◆心配ごと相談 日常生活のあらゆる相談に

次のような悩みや問題をお持ちの保護者の方は、お気軽にご相談ください。

○学校や幼稚園に行きたがらない

○学校や幼稚園で口をきかない

○内気でおとなしい

○学習についていけない

○乱暴な言葉や行動をとる

○落ち着かない

○そのほか性格や行動で困っている

申込み・問合せは越谷市教育相談所 066-688833へ。

【いじめ110番】 電話相談：いじめ110番は月～土曜日、午前10時～午後5時(土曜日は正午まで)に066-688833へ。

【相談学級】 心身の理由から学校へ行けない小学生を対象に相談学級を開いています。詳しくは教育相談所、または教育委員会指導課02775へ。

◆結婚相談 結婚についての相談や相手の紹介、集団見合いも行っています。

毎月第1・3日曜日と毎週火曜日、午前10時～午後4時 市役所1階相談室 028033で。

◆ボランティア活動について ボランティア活動についての相談や情報の提供、福祉図書の出しこみを行っています。

毎週月・木曜日、午前10時～午後3時、土曜日、午前10時～正午。市役所1階ロビー 028019

問合せ 社会福祉協議会(越ヶ谷公民館内) 066-1052-6611

052-6611341

ぜひ、お気軽にご連絡ください。

各種相談

*相談はすべて無料です

種別	時間	場所	内容	問合せ
市 民	平日	午前9時～午後5時(土曜日は正午まで)	市役所2階市民相談室(日曜・祝日除く)。市政に対する苦情・要望・意見その他一般市民生活について	市民相談室 2001
交 通 事 故	毎日	午前9時～午後5時(土曜日は正午まで)	市役所2階市民相談室(日曜・祝日除く)。交通事故による補償問題、手続きなどについて	市民相談室 2002
法 律	曜日	午後1時～4時	市役所2階市民相談室。毎週月曜日(休日の場合は火曜日)午後1時から広報広聴課で予約受付(電話可)。定員は8名。法律上の諸問題について弁護士が応じます	広報広聴課 2211 2214
交 通 事 故 (弁 護 士)	毎月第3火曜日	午後1時～4時	市役所2階市民相談室。定員は8名	市民相談室 2002
行 政 手 続	毎日	午前10時～午後3時	市役所1階相談室。国、県など行政上の諸問題について	広報広聴課 2214
登 記 手 続	毎日	午前9時～正午	市役所2階市民相談室。登記、供託、分筆表示など法務局、裁判所に提出する書類について、司法書士、土地家屋調査士が応じます	広報広聴課 2214
人 権 相 談	毎月第3日	午前10時～午後3時	(場所は偶数月が越谷市役所、奇数月が松伏町役場)。人権侵害等の問題で困っている場合	広報広聴課 2214
税 務 相 談	毎月第1日	午前10時～午後3時	市役所2階市民相談室。税金関係全般について税理士が応じます	広報広聴課 2214
税 務 相 談	毎月第20日	午前10時～午後3時	市役所2階市民相談室。贈与・譲渡・相続等の国税について	広報広聴課 2214
税 務 相 談	毎月	午後1時～4時	越谷税理士会税務指導所(赤山町6-12-3アライビル2階)。税金関係全般について、税理士が応じます	関東信越税理士会越谷支部 62-6131
国 民 年 金	毎週木曜日	午後1時～4時	市役所2階市民相談室。国民年金全般について	保険年金課 2114
勤 労 者 宅 住 資 金 融	毎月	4月25日(水)午前9時～正午(電話可)	市役所2階商工課相談室(2267)。土地、住宅を購入、新築、増改築のための融資制度等について	商工課 2266
労 働 ・ 労 務	毎月	4月25日(水)・5月9日(水)午後1時～4時(電話可)	市役所2階商工課相談室(2267)。労働問題(賃金、労災、雇用等)全般について	商工課 2266
経 営	毎月	5月2日(水)、16日(水)午前10時～午後4時	市役所2階商工課相談室。事業経営上の問題、改善、転換、開業、開店等	商工課 2264
内 職 相 談	毎週火曜日	午前10時～午後3時	市役所2階商工課相談室(2267)。内職の相談、あっせん、求人相談について	商工課 2266
行 政 書 士 会 による 行 政 手 続	毎月第1日(金)のみ	午前10時～午後3時	市役所2階市民相談室。(電話不可)。内容証明・契約・示談・相続・遺言・告訴・告発・法律文書・会社設立・営業許可・農地転用・開発許可・金銭貸借問題・家事問題等、行政書士が応じます	広報広聴課 2214
不 動 産 相 談	毎月第20日	午前10時～午後3時	埼玉県宅建協会越谷支部(市役所駐車場横)不動産に関することについて、弁護士と相談員が応じます	埼玉県宅建協会越谷支部 64-7285
下 請 取 引 業 (製 造 ・ 修 理 業) につ いて の 相 談	毎月	5月9日(水)午前10時～正午	越谷市商工会(中町7-14)会議室。公社では常時相談を受け付けています	埼玉県中小企業振興課 048-647-4101
法 律	毎月	4月24日(火)、5月8日(火)、午後1時～3時	裁判所内埼玉弁護士会越谷支部室。予約が必要	埼玉弁護士会越谷支部 62-1188

先日息子の入学式に出席しました。179名の新一年生です。幼稚園のときと違い、広い校庭、大きな校舎、そしてたくさんの子供たち。息子はびっくりした様子。家に帰って聞いてみると、「うれしそうに「あれなら友だち100人できるね。」式に圧倒されたのは子どもではなく私だったのです。きょうも体より大きなランドセルを背負って元気に学校に行きました。見送る私は毎朝6時起きでがんばっています。1年生をお持ちの皆さん、ファイト！」(8)

